

資料 2-5

平成 25 年 5 月 24 日 (金)
行政管理部 行政管理課

外郭団体における「市としての公益性の検証」について

遠藤委員からの質問・意見等について

【(公財) 静岡産業振興協会】

- ◆行財政改革推進審議会に係る質問・意見等について
 - ・平成 23 年度会議室利用日数一覧表 (別紙 1)
 - ・中小企業等と大企業の区分について (別紙 2)

行財政改革推進審議会に係る質問・意見等について

【静岡産業振興協会】

◆遠藤純子委員からの質問・要望について

(1)ツインメッセ静岡の管理運営①(平成23年度利用状況)が大雑把に思います。例えば、大展示場、小展示場共に数種あり、全日利用か半日利用等か、大展示場は全面利用か 1/2 利用か等により利用料金も異なると思いますが、勉強会資料 P11 の「利用件数及び述べ日数」の表では、区分は「大展示場」「小展示場」だけ。件数、述べ日数というのも何の数字かよくわかりません。

資料 P22(3)①の産学交流センターの【貸会議室利用率】に倣って、各展示場、商談室、会議室等ごとに利用率を出してはどうか。

《回答》

事前勉強会資料は、決算書事業報告書に記載の6施設の展示場ごとの件数を大展示場と小展示場の2つにまとめ簡略化させていただきました。

「件数」は催事の件数、「延日数」については使用日数について、大展示場においては北館と南館の2施設、小展示場については第1小展示場、第2小展示場、第3小展示場、レセプションホールの4施設を合算しております。展示場ごとの件数、日数は次の通りです。

ア 利用件数及び日数

区分	大展示場			小展示場				合計	
	北館	南館	小計	第3小展示場	レセプションホール	第1小展示場	第2小展示場		小計
件数	53	90	143	81	88	83	57	309	452
日数	158	224	382	168	146	173	157	641	1023
利用率	44.3	62.7	53.5	47.1	40.9	48.5	44.0	44.9	47.8

(休館日：12/26～1/3)

※なお、半日使用や分割使用であっても、1日とカウントさせていただきます。おります。(全国の展示場の多数がこのような方法で統計をとっております。) また、会議室使用については別紙1(資料2-5)【平成23年度会議室利用

日数一覧表】を添付いたしますのでご参照ください。

(2) また、この利用率は他の類似施設と比べて、高いのか？低いのか？が比較出来ません。

《回答》

別資料の別紙2（資料2-3）の「主要地方都市展示場 稼働率・年間入場者数」をご参照ください。

ツインメッセ静岡は平均面積稼働率42.8%に対して44.7%、平均日数稼働率42.6%に対し47.8%で平均以上となっております。

(3) 「大企業」と「中小企業等」は、どこで線引きするのか。

《回答》

「中小企業等」の分類では、中小企業基本法による中小企業の定義に該当する企業（業種別に設定されている資本金額と従業員数の基準のいずれかを満足する会社及び個人）や各種団体、個人等を区分しております。

「大企業」は同法で中小企業を上回る資本金額と従業員数を有する企業です。

詳細は別紙2（資料2-5）「中小企業等と大企業の区分について」をご覧ください。

(4) 産学交流センター、中小企業支援センターでの窓口相談、専門家派遣などを行った企業や個人の追跡調査はしているか？（助言等により、経営が好転したか把握しているのか。）

《回答》

当センターの窓口相談や専門家派遣での助言等により、企業や個人事業者の経営が好転したかの把握について、主に窓口相談については、利用者が自身の課題や悩みが解消するまでご利用いただけたため、ご利用が続いている間は課題解決に向けて進行中、ご利用が終了した時点で課題が解決したものであるという判断ができます。

(5) またビジネスプランコンテスト受賞プランは、どの位事業化しているか、この点についても追跡調査をしているか？

《回答》

当コンテストの受賞者の内、一般部門の受賞者については、その半数以上が起業されています。

＜一般部門の受賞者の起業割合＞

	起業	未起業
平成24年度 (受賞者6件)	5件	1件
平成23年度 (受賞者5件)	3件	2件
平成22年度 (受賞者5件)	5件	0件

その一方、学生部門の受賞者については、その後就職される方が多く、現在のところ受賞プランでの起業というお話は伺っていません。

また、受賞者の方々とスタッフは、コンテストを通じてコミュニケーションが取れ、コンテスト後も往来があるため、状況を把握できています。

(6) ツインッセの事業報告書はいただいていますか？

《回答》

地場産業事業については補助金事業で、詳細報告が必要なために決算書とは別刷りで報告書を作成しておりますので、資料として添付させていただきました。

貸館事業については単独の報告書はございませんので申し訳ありませんが決算書中事業報告書をご覧ください。



【平成23年度会議室利用日数一覧表】

別紙1(資料2-5)

月/施設	401	402	403	404	405	406	407	408	409	和室	計
4月	16	17	19	14	21	21	22	24	16	3	173
5月	18	14	19	18	21	17	23	19	19	2	170
6月	23	21	24	24	26	22	25	27	26	4	222
7月	19	16	22	22	25	20	25	25	17	2	193
8月	19	15	24	15	18	17	21	16	17	5	167
9月	18	17	23	20	24	19	22	25	14	1	183
10月	26	26	26	25	26	22	28	27	22	5	233
11月	24	22	24	24	27	22	23	29	19	3	217
12月	16	14	19	16	19	15	20	22	13	4	158
1月	22	20	21	21	17	15	20	24	11	0	171
2月	24	23	26	25	27	26	25	26	20	5	227
3月	22	17	20	21	23	16	21	26	18	4	188
小計	247	222	267	245	274	232	275	290	212	38	2,302
23年度利用率	69.19%	62.18%	74.79%	68.63%	76.75%	64.99%	77.03%	81.23%	59.38%	10.64%	64.48%

※1年は357日で計算

※西館201～203の3室は年間契約で貸し出しているため除外



中小企業等と大企業の区分について

ツインツセ静岡の施設使用において、中小企業等及び大企業の区分は下記のとおりとする。

1 中小企業の定義

ここでいう中小企業の定義については、中小企業基本法第 2 条による。

内容は次のとおりとする。

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員数が 300 人以下の会社及び個人
卸 売 業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員数が 100 人以下の会社及び個人
小 売 業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員数が 100 人以下の会社及び個人

- 株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業（一部を除く）は、資本金 3 億円以下または従業員 900 人以下、旅館業は、資本金 5 千万円以下または従業員 200 人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下を中小企業としています。

2 大企業の区分

主催者が中小企業の定義を上回る資本金額及び従業員数を有する企業のもの

※主催者が大企業であっても出展者に中小企業が含まれるものは除外する。

3 中小企業等の区分

前項に該当しないもの

